

令和6年度 滋賀県就職準備金貸付事業募集要項

滋賀県では、保育人材の確保を図ることを目的に、保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者の就職支援を図るため、保育士として再就職するための準備に必要な費用の貸付を行います。貸付は無利子です。滋賀県内の保育所等[※]において保育業務に2年間引き続き従事した場合、貸付金の返還が免除となります。

※「保育所等」とは、別表2に定める施設のことです。【注：保育士修学資金とは、対象施設が異なります。】

保育料の一部貸付および就職準備金貸付は、併用して貸付けることが可能です

1. 貸付対象者

次の要件のいずれも満たす者とします。ただし、保育士として週20時間以上勤務する者で、就職した日が2023年10月以降の者に限ります。

①次に掲げる施設または事業を離職した者または当該施設または事業に勤務経験のない者

- ア 児童福祉法第7条に規定する保育所および幼保連携型認定こども園
- イ 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
- ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
- エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
- オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

②別表2による保育所等に新たに勤務する者

※貸付対象施設については、従事先および当該市町に確認させていただく場合があります。

③「滋賀県保育士修学資金」を貸付中（従事による返還猶予中もしくは返還中を含む。）でない者

④保育士修学資金貸付における就職準備金加算を受けていない者

2. 貸付額

令和6年度においては、400,000円以内（おひとり1回限り）

※貸付申請時に就職準備金の使途の明示（レシートまたは領収書の提出）が必要です。

なお、購入期間は、就職月及び就職月の前後1か月間です。

また、購入できるもの及び各上限額については、別表1を参照ください。

3. 貸付利子

無利子（ただし、返還期限が過ぎた場合は年3%の延滞利子がつきます。）

4. 連帯保証人

- ・連帯保証人は1名必要です。
- ・市町村・県民税が課税されている成年者であることとします。
- ・多額の負債がないことや、破産手続き等法的整理中でないこととします。

5. 返還免除

滋賀県内の別表2に定める保育所等において保育業務に従事し、かつ、2年間引き続き従事したとき返還免除となります。

6. 返還

返還免除の要件を満たさなかった場合は、全額返還となります。

- ・返還期間：返還事由が発生してから1年以内
- ・返還方法：一括・月賦・半年賦（繰上返済も可能）

7. 募集人数

予算の範囲内

8. 申請に必要な書類

(保育料の一部貸付と併用希望の方は、★のついた書類は1部の提出で結構です。)

① 保育士就職準備金等貸付金申請書【様式第1号】

★② 同意書(借受人、連帯保証人予定者の各々の自署、捺印 代筆不可)

★③ 保育業務従事(予定)証明書【様式第25号】

★④ 保育士証の写し

※保育士証の氏名が旧姓の場合は、必ず氏名の変更をして下さい。

氏名変更がお済でない方は、旧姓が確認できる書類(戸籍謄本(原本)もしくは改姓手続き後の運転免許証(裏表とも/表面に旧姓の記載あるもの)の写し)を添付し、一旦、旧姓の保育士証のままご申請ください。

★⑤ 世帯全員の記載がある住民票の原本

※発行後3か月以内、続柄の記載があり、マイナンバーの記載のないもの

⑥ 直近前職の離職日の確認できる書類の写し

(離職票・前職の離職日が記載されている源泉徴収票・退職証明等の写しなど)

★⑦ 連帯保証人の令和6年の市町村・県民税の課税の有無がわかるもの

※課税されている成年者であること。下記◎のうち、いずれか1つ。

◎課税証明書原本(ただし、令和6年度(令和5年分)のみに限る)

◎市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書の写し(ただし、令和6年度のみに限る)

※ただし、源泉徴収票の写しや確定申告書(第一表、第二表)の写しは不可となります。

(市町村・県民税の課税の有無の記載が無いため)

◆ その他、滋賀県社会福祉協議会会長が必要とする書類(一旦申請書類をご提出いただいたのち、必要に応じて本会よりその他の書類の提出を求める場合があります。)

9. 申請期間 (各締切日の消印有効)

一次募集: 2024年7月10日(水) ~ 2024年8月9日(金)

※新たに勤務および復帰日が2023年10月~2024年8月の方のみ受け付けます。

二次募集: 2024年10月10日(木) ~ 2024年11月8日(金)

※新たに勤務および復帰日が2024年7月~2024年11月の方のみ受け付けます。

10. 申請方法

下記12.の問合せ先住所へ上記8.申請書類①~⑦一式を郵送提出してください。

郵便不着等による郵便事故発生の際は、弊会では責任を負いかねますので、特定記録郵便や簡易書留等、郵便物が追跡可能な方法でのご郵送を推奨致します。

11. その他

① 審査のうえ、貸付の可否を決定するものとします。

② 制度詳細は、ホームページに掲載しています。

12. 問合せ先

〒525-0072 滋賀県草津市笠山7丁目8-138 県立長寿社会福祉センター内

社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会

保育士修学資金担当

TEL: 077-567-3958

FAX: 077-566-3611

別表 2

保育料の一部貸付・就職準備金貸付・子どもの預かり支援事業
利用料金の一部貸付 免除対象施設一覧

| 施設・事業所別 | 設置根拠法 |
|---|--|
| 保育所 | 児童福祉法第 7 条 |
| 幼保連携型認定こども園 | 児童福祉法第 7 条 |
| 幼稚園のうち、教育時間の就労後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設 | 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条 |
| 幼稚園のうち、「認定こども園」への移行を予定している施設 | 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条 |
| 認定こども園 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項 |
| 家庭的保育事業（市町が行うもの及び市町による認可を受けたもの） | 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項 |
| 小規模保育事業（市町が行うもの及び市町による認可を受けたもの） | 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項 |
| 居宅訪問型保育事業（市町が行うもの及び市町による認可を受けたもの） | 児童福祉法第 6 条の 3 第 11 項 |
| 事業所内保育事業（市町が行うもの及び市町による認可を受けたもの） | 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項 |
| 病児保育事業（県知事等に届出を行ったもの） | 児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項 |
| 一時預かり事業（県知事等に届出を行ったもの） | 児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項 |
| 離島その他の地域において特別保育を実施する施設 | 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条第 1 項第 4 号 |
| 企業主導型保育事業 | 子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち「企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第 2 の 1 |